

# CHANGE

No. 74

発行責任者 細田 正樹

発行編集者 教 宣 部

## 2023年度職場改善諸要求に関する業務委員会開催！報告第三弾

### 組合側申し入れ(停電後のスリ板交換について)

停電時間に間にあわすために、仕業手順に逸脱したやり方をやめること。

### 会社側回答

仕業検査手順の逸脱ではなく、必要に応じて適宜指示を行う。

### 組合側追及

組合：スリ板交換を停電時に行うことは仕業検査手順の逸脱ではないのか？

会社：仕業検査は終わっている。逸脱ではない。

組合：仕業検査が終わっているなら、申告作業となる。仕業検査後の交換作業を SEK が行うのは問題ではないのか？申告作業もやるという契約になっているのか？

会社：契約内容については明らかにする考えはない。

会社指定の検査方法ではスリ板取替作業が終了してから機能検査を行います。

しかし、会社がスリ板交換を後回してまで変則的検査やらせる理由は「スリ板交換作業により停電開始時間の変更(後ズレ)することで他の作業(保線等)が後れる事」を嫌がったためです。

会社は「スリ板交換は停電時に行えばいい」と勝手に都合のいいように判断し、作業手順に反し一部の仕業検査を残すという、安全をないがしろにしてまでも、停電開始時間に変更が生じないようにしています。

また、SEK は仕業検査に関する作業を担当しています。会社が仕業検査は終了としているというなら、この作業は申告作業として JR が担当することになります。

**会社は「この作業は仕業検査に付随することだ」と言い張りながら具体的な契約を明らかにしようとしません。何かやましいことでもあるのでしょうか？！**

**契約違反にならないのでしょうか？！ 偽装請け合いにならないのでしょうか？！**

**今後も会社を追及し、明らかにしていきます！！**